

令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律施行令要綱

令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律の施行に伴い、同法の適用に関し必要な細目を次のように定めることとする。

- 1 雑損控除の特例について、適用対象となる親族の範囲、雑損失の範囲等を定めることとする。(第2条、第3条関係)
- 2 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例について、対象となる損失の金額に含まれるやむを得ない支出の範囲、固定資産に準ずる資産の範囲等を定めることとする。(第4条、第5条関係)
- 3 純損失の繰戻しによる還付の請求について、その請求は被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例の適用を受けるための確定申告書等の提出と同時に行うことを定めることとする。(第6条関係)
- 4 令和5年分の所得税について雑損控除の特例の適用があった場合における令和6年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による徴収猶予の特例等を定めることとする。(第8条関係)
- 5 災害被害者に対する所得税の軽減免除の特例の適用を受けるための手続を定めることとする。(第9条関係)
- 6 令和5年分の所得税について災害被害者に対する所得税の軽減免除の特例の適用があった場合における令和6年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による徴収猶予の特例等を定めることとする。(第10条関係)
- 7 その他所要の規定を設けることとする。
- 8 この政令は、公布の日から施行することとする。(附則第1項関係)